

社会保障・税番号制度の概要

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めめることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限りに可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。

- 27年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーの利用開始

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ (法案提出時点(H24.2月))

※衆議院解散に伴うマイナンバー法案の廃案により、制度構築及びシステム構築は1年程度遅れる見込み

2012年(H24)

2013年(H25)

2014年(H26)

2015年(H27)

2016年(H28)

マイナンバー法整備法案提出
マイナンバー法案提出

法案成立

政省令

2014.10
番号通知

2015.1
個人番号カードの交付

制度構築

医療等の分野の機微性の高い
個人情報について特段の措置を検討

特別法案提出

法案成立

政省令

委員会同意

委員会同意

委員会同意

情報保護評価ガイドライン作成
(情報保護評価SWG)

特定個人情報保護評価の
実施・承認等

情報提供ネットワーク
システム等の監査

委員会規則

情報提供ネットワークシステム、
マイポータルの運用開始

2016年1月より、国の
機関間の連携から
開始し、2016年7月を
目途に地方公共団
体との連携について
も開始

システム
要件定義

実証事業

工程管理支援業務

システム構築

基本設計

詳細設計

プログラム設計、単体テスト

センター・バックアップセンター構築

総合運用テスト

47都道府県
リレーシンポジウム

番号制度の国民広報

国民対話